

広報

川本

2

No. 574

February.2019

だから
こそ、
川本。

ホームページ <http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/town.kawamoto>



今月の主な内容

●邑智郡総合事務組合電気料金
過少請求問題 …………… P 2～7

2月3日は節分。保育所で行われた節分会では、子どもたちが元気よく鬼に向かって豆をまきました。
(裏表紙「まちの歳時記」に関連記事)

邑智郡総合事務組合への電気料金過少請求について

事案の概要

はじめに

邑智郡総合事務組合（以下「事務組合」）への電気料金の請求が過少となっていた事案につきまして、町民の皆様にご心配とご迷惑、行政不信を招いてしまいましたこと、町長として深くお詫び申し上げます。

事実を客観的に解明することは町長の責任であり、この事案を内部調査にとどめることはできないと判断し、第三者調査委員会を設けました。調査委員会は、公文書等の資料や関係職員への聞き取り等により調査を実施され、判明した事実並びにそれに基づく調査委員会としての意見を付して報告書としてまとめられ、報告いただきました。この報告書に基づき、今回の事案の説明をいたします。

事務組合は、悠邑ふるさと会館の中にあります。事務組合分の電気料金は、会館全体の使用電力量（「親メーター」）に対する事務組合分の実績使用量の割合で算出しています。事務組合分の実績使用量は、専用の電気子メーター（「子メーター」）を設置し定期的に会館職員が検針することになっていました。（具体的な計算方法並びに計算式は4頁参照）

この事案の問題は、次の二点により過少請求となっていたことです。①平成8年開館当初から事務組合電算室「サーバー室」へ繋がる2回路が子メーターを経由していなかったこと。②平成16年度から乗率を1200倍から「1桁少くなく読み取った小数点の付いた検針値」で『乗率を500倍』にしていたこと。

事案の経緯の概略は次のとおり

です。平成26年度の担当者が、前年度までの親メーターの数値の取り扱いに疑念を抱いたことが端緒であります。ふるさと会館のような大きな電力を使用する電気メーターは、表示された読取値に一定の乗率（会館の場合1200倍）を掛けて得られた値を使用電力量とすべきところを500倍で計算されていることに気づき、1200倍した値と等しい中国電力請求書記載の使用電力量で計算するよう直しています。これにより、請求金額が19万円と大幅に減額となりました。（具体的な計算方法並びに計算式は4頁参照）一般家庭と比較し大差ない料金であるため、この原因を調査する一方、平成27年7月の決算審査において監査委員からも料金体系の再検討について口頭意見がありました。

こうした指摘をうけ、会館全体の使用電力量を求めるための乗率

を500倍から1200倍に直したことについて、専門家に確認し、直したことは正しい方法であるとの回答を頂いております。しかし、一般家庭並みの電気料金はおかしいのではないかと、平成25年度までの請求金額が適正ではないのか、基本料金の割合などの料金体系や計算方法に問題があるのではないかと、の監査委員からの口頭意見をうけて検証を行ってきておりました。結果論ですが、当時、乗率1200倍による計算が正しい方法である事だけにとどめず、そのほかにも原因がないか、もう一步踏み込んだ精査をすべきであったこと、並びに平成16年度から続いている請求金額平均62万円は適正金額であるという前提であったことを反省しています。

その後、調査を進めていく過程において平成29年10月、相談をしていた会館電気設備保守委託業者

の指摘により事務組合電算室への2回路が、平成8年の開館当初から子メーターを経由していないことが判明しました。また、平成16年度から親メーター値算出に用いる乗率を500倍に変更していたことも分かりました。変更した理由については、調査の中でも解明されませんでした。更に、平成30年4月には、事務組合電算室未経由回路改善のため2月に設置した新たな子メーターの読取数値と、

開館当初からの子メーターの読取数値が大きく異なる事が解りました。確認したところ、開館当初から事務組合分子メーター値の読み方を1桁少なく読んでいたことが判明し、その数値を平成16年度から計算に使用していたことも判明しました。これが原因で平成26年度からの請求金額が極端に減少していることも分かったところがあります。

なお、子メーターは5年から10年で更新が義務づけられています。平成8年の開館以来一度も更新をしていませんでした。また一

部子メーターで僅かですが少な目に計量表示していることが平成30年10月に認められました。

会館管理運営及び事務組合電気料金の計算方法等

4、5頁の「悠邑ふるさと会館に係る邑智郡総合事務組合電気料金の計算方法」をご覧ください。

事務組合請求にあたっての改善策

再発防止のため、平成30年5月からは、複数有った事務組合の子メーターを1つに統合して管理する方法に改めました。さらに、確認用に検針時のメーター値を写真で残すことにしました。

第三者調査委員会が示した過少請求電気料金の今後の対応

報告書の中では事務組合に対し遡及請求できる金額を算出するにあたっては次の点が考慮されています。平成16年度から乗率を1200倍から『小数点の付いた検針値』で『乗率を500倍』にした理由がいずれも不明であるため、

平成8年度から平成15年度までの計算方法に従い、平成30年度から過去10年分を再計算し、これまで負担された請求額との差額を計算した1、159万円が遡及請求の対象となり、これを基準に事務組合と検討することが適当との報告をいただいております。なお、平成8年開館当初から子メーターを経由していなかった電算室への2回路分については、金額が確定できないため対象外となっております。

現在、報告書をもとに対応を検討しているところです。過少請求になった原因は川本町内部の問題であり、請求行為にあたって事務組合の構成町である邑南町、美郷町には何ら瑕疵かしがない中、遡って請求することは信義則に照らして心苦しい面はありますが、町議会の意向も踏まえ事務組合への遡及請求について、島根県も加わってもらい話し合いを行っているところです。

なお、平成30年度分につきましては、統合子メーターを取り付け

事務組合分の総使用電力量を管理しており、これにより実績使用量割合で請求したいと考えております。

職員の処分

このたびの事案で、町民の皆様にご心配や行政不信を招くこととなりました。町長は減給30%3カ月、教育長は減給10%3カ月、そして副町長は辞任をもって責任を取ることにいたしました。

職員の処分につきましては、管理監督責任を明確にするために、平成16年度からの教育課長歴任者で在籍する3人を戒告処分。同年度からこの事案に何らかの形で関わった職員20人を訓告処分としました。この案件を一部の部署だけの問題として捉えるのではなく、役場全体の組織の問題として捉え、今後一層、業務改善を行い良質な行政サービスの提供をもって信頼回復を図っていききたいと決意を新たにしているところです。

悠邑ふるさと会館に係る 邑智郡総合事務組合電気料金の計算方法

計算式

$$\text{事務組合電気料金} = \text{会館全体電気料金総額} \times \frac{\text{事務組合分使用電力量}^{\ast 1}}{\text{会館全体使用電力量}^{\ast 2}}$$

※1 事務組合使用電力量は事務組合分電気子メーターで計量

※2 会館全体使用電力量は中国電力が親メーターで計量（親メータの検針値×1200）

【電気料金の計算方法】

$$\text{■ H8～H15} \quad \text{会館全体電気料金総額} \times \frac{[\text{子メーター検針値}]}{[\text{親メーターの検針値}] \times [\text{乗率1200}]}$$

$$\text{■ H16～H25} \quad \text{会館全体電気料金総額} \times \frac{[\text{子メーター検針値}]}{[\text{親メーターの検針値}] \times [\text{乗率500}]}$$

$$\text{■ H26～} \quad \text{会館全体電気料金総額} \times \frac{[\text{子メーター検針値}]}{[\text{電気料請求書による使用量}]^{\ast 3}}$$

※3 [電気料請求書による使用量] と [親メーターの検針値] × [乗率1200] は等しい

	H8～H15	H16～H25	H26～H29
会館所有者	邑智郡町村総合事務組合	邑智郡総合事務組合 (H16.10.1に名称変更)	川本町
会館管理及び運営	川本町が管理業務を受託	川本町が指定管理者を受託	川本町の直営
会館全体電気料金支払者	邑智郡総合事務組合	川本町	川本町
① 親メーターの乗率	1200倍	500倍	1200倍
② 子メーター検針記録簿の検針値	1桁少なく読み取り	1桁少なく読み取り	1桁少なく読み取り
③ 請求時の検針値	検針記録簿を整数に戻す	検針記録簿の数値	検針記録簿の数値
④ 請求金額 (年度平均)	210万円	62万円	18万円
会館全体電気料金 (年度平均)	1,500万円	1,300万円	1,300万円
子メーターへの 2回路未経由	電算室電源2回路未経由 ※平成29年10月、開館当初から事務組合電算室電源2回路の子メーター未経由が判明。平成30年2月改善。		

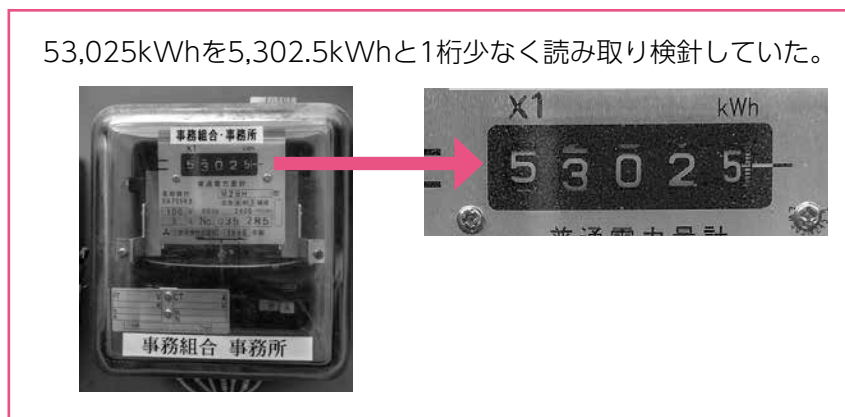
① 親メーター値は会館全体の使用電力量が大量であるため、実際の使用量の1200分の1で表示されており、実際の使用量（中国電力請求書記載の使用電力量）を算出するためには親メーター値を1200倍する必要があります。

会館全体使用電力量を求める計算式での乗率を平成8年度から平成15年度までは1200倍、平成16年度から平成25年度までは500倍、平成26年度から平成29年度までは中国電力電気料請求書による使用量であるが、これは1200倍と同様となる。

なお、平成16年度に乗率を500倍に変更した理由は不明。

- ② 子メーター検針記録簿の検針値は平成8年度からずっと、子メーターの表示欄の一の位の数字と十の位以上を表示する数字の大きさが異なっていたため、1桁少なく読み取り、一の位の数字を小数点があるものと読み誤って検針記録簿に記入していた。
- ③ 請求時の検針値は平成8年度から平成15年度までは検針記録簿の検針値を10倍して整数に戻した値を使用していたが、平成16年度以降は検針記録簿に記入された1桁少ない値を使用している。
- ④ 請求金額は平成8年度から平成15年度までは平均210万円、平成16年度から平成25年度までは平均62万円、平成26年度から平成29年度までは平均18万円である。平成26年度以降については、会館全体使用電力量の計算方法を中国電力電気料請求書による使用量に変更したが、これは平成8年度から平成15年度までの計算方法と等しくなる。しかし検針記録簿の検針値が1桁少なくなっていることに気づかず計算しているので、請求額も概ね平成8年度から平成15年度までと比べて1桁少なくなっている。

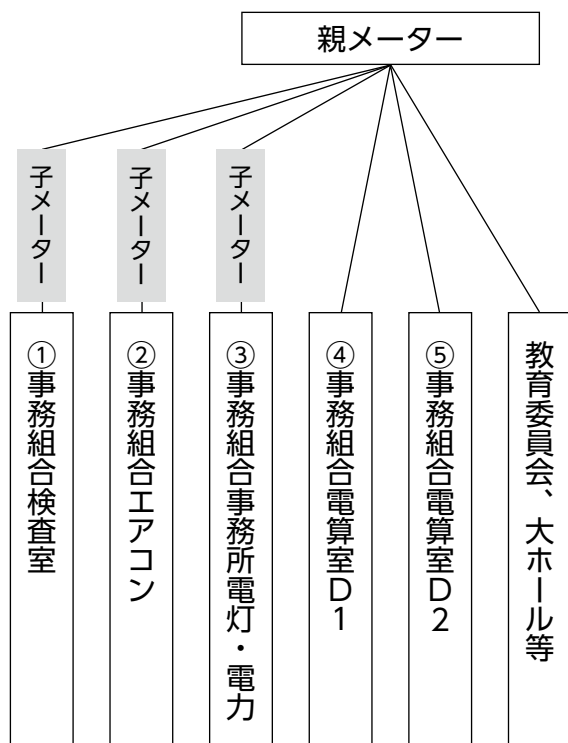
【事務組合電気子メーターの検針値読み誤り】



【メーターの接続状況】

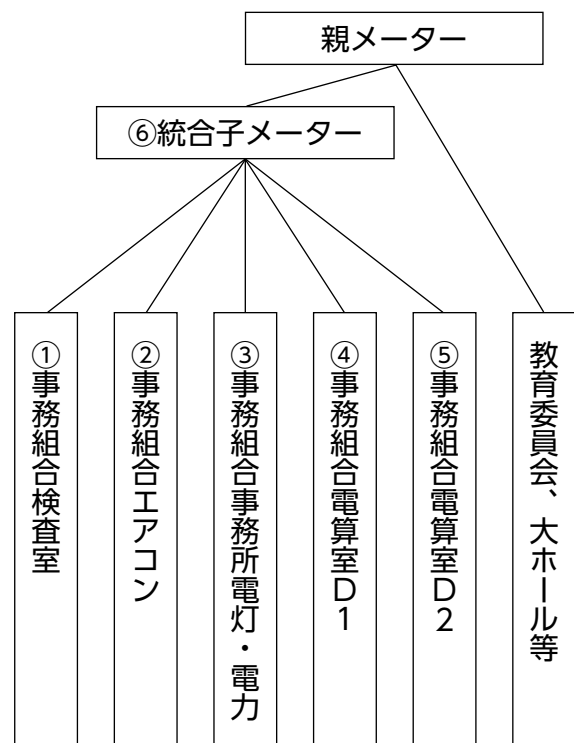
●平成8年度開館当初

開館当初は事務組合子メーター①②③の3個設置。電算室の2回路④⑤は子メーターを経由せず、川本町が負担していた。



●平成30年度から

平成30年度に1個の⑥統合子メーターで事務組合使用電力量を計量する方法に変更した。



第三者調査委員会報告書（抜粋）

第三者調査委員会報告書から、「電気量の計量誤り・過少請求が生じた原因」及び「請求漏れの電気料金の処理」について抜粋して掲載します。

第4 電気量の計量誤り・過少請求が生じた原因について

1 電気量の計量誤りが生じ、そのため、事務組合の電気使用量割合を間違え、事務組合の電気料金の額が、実際の使用量に比べて低額となった原因として、次のことが指摘できる。

2 問題のある電気量計量メーター機器の設置

(1) 電気量を計量するメーター機器は、ふるさと会館の建設に伴い設置された。そして、メーター機器は、ふるさと会館全体の電気量を計量する親メーターと子メーターとが設置された。

(2) ふるさと会館は、事務組合が使用する施設と川本町が使用する施設が複合して存在していたため、それぞれの使用量割合を算出するために、親メーター以外に子メーターが設置されたようである。

即ち、ふるさと会館を設計した設計事務所は、子メーターで、事務組合が使用する施設の使用量及び事務組合と川本町との共有施設の使用量を計量して、事務組合分の使用量を算出し、親メーターの数量から事務組合の使用量を差し引いた残量を川本町の使用量とするために、親メーターと子メーターを設置する設計にしたものと思われる。

平成8年当時、設計事務所の担当者から、電気料金の使用量の分担の計算方法について述べられた内容は、その

ことを物語っている。

(3) ところで、事務組合の使用する施設の電気使用量を把握するためには、当然のことながら、事務組合の使用する施設全てについて、子メーターが設置されていなければならない。そうでなければ、事務組合の使用電気量の正確な把握ができないからである。

しかるに、事務組合の使用するサーバールームD1、D2の施設については、ふるさと会館設立時から、子メーターが設置されていなかった。

そのため、当初から、事務組合の使用する電気量の正確な把握ができていなかった。

(4) 次に、設置された子メーターの機器に表示される数字は、10桁以上の数字と1桁の数字との大きさが異なっている。そのため、10桁の数字を1桁とし、1桁の数字を少数点1桁の数字と誤読しやすい表示となっていた。

現に、川本町の計量担当者は、当初から、子メーターには、少数点以下が存在するものと誤読していた。

(5) 親メーターは、ふるさと会館全体の電気使用量が大量であったため、電気使用量をそのまま表示する機器ではなかった。即ち、メーターに表示された数字は、実際の使用量の1200分の1を表示していた。

従って、実際の使用量を算出するには、メーターに表示された数字を1200倍する必要がある。

そのため、親メーターの機器には、「1200倍」という表示がされていた。

しかし、親メーターの数値を1200倍しなければ実際の使用量が把握できないということは、反対に電気メー

ターの計量をする職員が正確にその点を理解していなければ、正確な使用量を算出することができないことになる。現に、ふるさと会館が設立されてから10年近くたった時点で、何故か、500倍の倍率を利用して全体の使用量を算出するようになっていた。

川本町の職員は、中国電力の電気使用量の検針者とは違い、検針について訓練を受けた専門職員ではなく、他の業務も担当しており、電気使用量の計量だけを担当していたわけではない。

そこで、計量メーターの計量を川本町の職員に担当させるのであれば、誰が計量しても計量間違いをしないような計量機器にすべきであったと思われる。

(6) 以上のとおり、ふるさと会館設立に伴い、設置された電気計量機器は、①子メーターが、事務組合が使用する部屋全体をカバーしておらず、②表示数字が誤読しやすく、③誰が計量しても間違いなく計量できるものとはなっていない、という不完全な機器であり、誤読しやすい機器であったと言える。

(1) 3 組織体制の不備
川本町は、事務組合の管理者として、そして、事務組合の指定管理者として、その後は、ふるさと会館の所有者として、電気使用量の計量をし、川本町と事務組合の分担割合を定め、事務組合に事務組合が使用した電気料金の負担を求めてきた。

即ち、立場は違うものの、川本町は、電気の使用量、川本町と事務組合のそれぞれの使用量の算出、電気料金の分担割合の計算、事務組合への電気料金の請求の事務を、設立時から今日に至るまで、一貫して行ってきた。そうであるからこそ、川本町は、計

量から請求に至るまでの手続きについてのノウハウが、確実に次の担当者に引き継がれるシステムを構築しておく必要があった。

特に、

① 子メーターの計量については、誤読しやすいこと（但し、当初の計量から誤読していたので、そもそも、計量開始時に、誤読しやすいことの注意がなされていなかったと思われる。しかし、開館当時の算出シート（「電気料」配分計算書）には、子メーターの数値について少数点がないから、算出シートの作成者は、少数点がないことを知っていたと思われる。そうすると、より一層、次の担当者に、計量及び算出シートの作成に注意するよう、伝えるべきであったと思われる。）

② 親メーターの数値は、1200倍する必要があること。中国電力からの請求書に記載されている親メーターの数値と見比べ、チェックすることを。

を、検針表の記載方法、算出シートの記載方法、請求方法等と共に、次の担当者に間違いなく伝える方法を採用しておくべきであった。

(2) 電気使用量の計量は、正確に行う必要があり、読み間違いを行ってはならない。そして、計量した数字を検針台帳に正確に記載する必要がある。しかるに、前記のとおり、検針台帳には、記載がなかったり、記載ミスがあったりといったミスが多々見受けられる。計量を1人の嘱託職員等に任せ、他の職員がチェックをしていなかった可能性が高い。

嘱託職員を含め、電気料金の計算に関与する職員は、電気計算等の事務だけを行っていた訳ではなく、あくま

で業務の一環として行っていただけであるが、ミスをしたいため、電気担当職員に対しては、電気の計量等の業務について事前の研修が必要であった。しかるに、事前の研修がなされた形跡はない。

(3) 専門家でない職員は一人で計量した場合、間違つて計量する可能性があったから、何らかの担保方法、例えば、事後的に別の職員が計量するとか、検針表等をチェックするとかいうことが必要であったと思われるが、ダブルチェックはされておらず、担当者一人に任せていたと思われる。

(4) 平成15年度までの事務組合の分担割合に比べて、平成16年度の分担割合が急減しているが、川本町がその理由を調査した形跡がない。

親メーターの計量値について、1200倍で計算するよりも、500倍で計算する方が、親メーターの計量の数が小さくなり、事務組合の分担割合は、1200倍の場合よりも、かえって多くなるはずである。それにもかかわらず、平成15年度以前よりも、平成16年度以降、事務組合の分担割合が約3分の1と大幅に減少している。それについて、疑問が生じてよいはずであるが、疑問の声が出ていない。

(5) 平成26年度においては、電気料金の計算方法等について、担当職員は、疑問を持ったということであるが、疑問点について、過去の担当者に聞き取りをしただけで、機器等のチェックをしていない。

ふるさと会館全体の使用量について正確に計量している中国電力の計量数を利用することになれば、従前、500倍にして全体の使用量を算出して

た場合よりも、事務組合の分担額が更に減少するのは当然であるから、疑問に思ったのなら、事務組合の使用量を計量する子メーターの数量に問題があるとかまで考えるべきではなかったと、結果論であるかもしれないが、言える。

(6) 川本町は、事務組合に電気料金を請求するにあたり、担当者が起案文書を作成し、教育委員会だけでなく、予算・決算を担当する課等に稟議している。

そして、起案書には、事務組合の計量数、分担割合等を記載した算出シートが添付されていた。

従って、稟議に關与した職員全てが、算出シートの内容に疑問を持つ機会を有していた。

しかるに、疑問を呈する者はおらず、結果的に、計量誤り、事務組合に対する過少請求を容認していたということになる。

(7) 以上、組織体制の不備として、①マニュアルの不備、②研修の不備、③ダブルチェック体制の不備、④疑問点の解明の不実施、等があり、結果的に長期に亘って計量誤り、過少請求が続いたと言える。

4 結論

以上のとおり、電気量の計量誤り、事務組合に対する電気料金の過少請求が生じたのは、不完全な機器の設置及び組織体制の不備という両面が複合して、生じたといえる。

第5 請求漏れの電気料金の処理について

1 川本町と事務組合の間では、電気料金については、それぞれの使用実績に応じて、ふるさと会館全体の電気料金を分担するという約束があったから、事務組合が、実際に使用した電気

料金の一部を負担せず、川本町がその分を負担したということであれば、川本町は、事務組合が負担しなかった電気料金分について損失し、反対に、事務組合は利得したことになる。

即ち、民法第703条に規定する不当利得が生じたということになる。

2 そこで、今後、川本町は、事務組合に対して、事務組合が、本来負担すべきであった電気料金から、事務組合が既に支払った電気料金を差し引いた差額の不当利得金の処理について、交渉することとなる。

3 ところで、不当利得金としては、平成8年度からの子メーターが設定されていなかったサーバー室の電気料金と、平成16年度以降の子メーターが設置されていた事務組合使用施設の差額の電気料金とがある。

4 しかし、サーバー室の電気使用量は、そもそも、メーターが設置されていなかったから、現時点で、使用量及び電気料金を算出することはできない。

5 これに対して、平成16年度以降の子メーターが設置されていた事務組合使用施設の差額の電気料金については、次の計算方法により、再計算することができる。

① 子メーターの計量数字の桁違いを修正し、子メーターの検針台帳の数値を小数点がないように10倍し、年度毎の使用量を算出する。

② 親メーターの数値、即ち、全体の使用量については、中国電力の計量は正確であると思われるので、中国電力からの請求書に記載された数量を、ふるさと会館全体の使用量とし

て算出する。

③ その上で、事務組合の分担割合及び分担使用料を算出する。

6 ただ、子メーターの検針台帳の数値の正確性を現時点で検証することができないので、前記計算方法で正確な事務組合の使用量、分担割合を算出したことには、必ずしもならないが、おおよその使用量、分担割合を算出する方法としては、適当であろう。

7 そこで、過去のいつの時点まで遡って、再計算するかであるが、不当利得返還請求権の消滅時効期間は10年であること（民法167条）から、平成30年度から過去10年分に遡って、平成21年度以降の請求漏れの電気料金を再計算するのが適当と思われる。

8 前記考えを基に、川本町において、再計算したのが、「会館電気代事務組合負担金計算表」である。

同表には、算出シートを基準に再計算した表と、検針台帳を基準に再計算した表とがあるが、算出シートの平成24年度、平成25年度の事務組合エアコンの計量数字に疑問があるため、検針台帳を基準に再計算した表の数字を用いるのが適当であろう。

又、同表の按分率は平成8年度から平成15年度までの按分率と概ね類似しており、その点からも、妥当な数字ということになる。

9 従って、川本町と事務組合は、過去10年分の概算額である1159万7103円を基準として、事務組合から川本町に支払う請求漏れの電気料金の額について、話し合いをされることになる。

住まいづくり応援事業

【新築・中古住宅購入を検討されている皆さまへ】

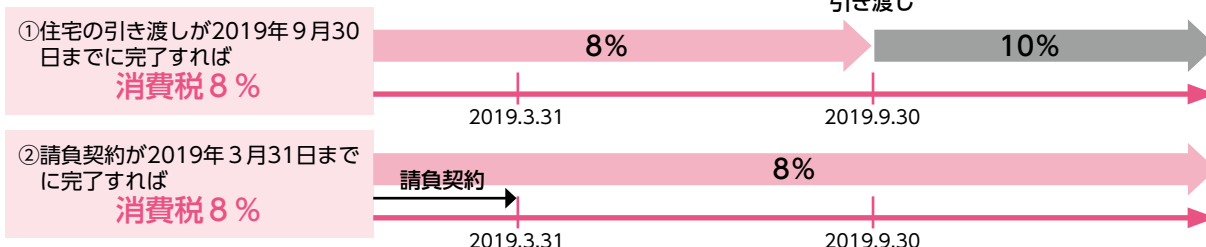
(消費増増税の新築・中古住宅購入への影響について)

2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることになりました。

消費増税に伴う新築・中古住宅への影響は下記のとおりです。

※以下の内容の情報は変更になる可能性があります

〈新築の場合〉



〈中古住宅購入の場合〉

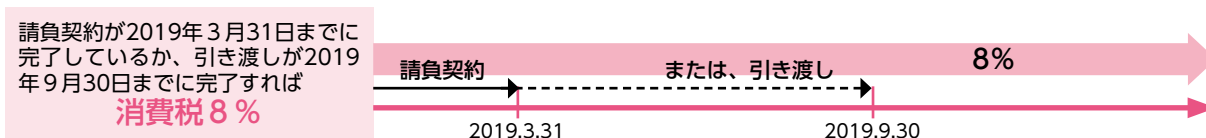
①個人間での売買

消費税は掛かりません

②個人間の売買で、不動産業者等による仲介があった場合：

仲介手数料に消費税が掛かります。一般的には、売買契約を2019年9月30日までに完了すれば消費税は8%になります。

※中古住宅購入後、さらにリフォームを行う場合・・・



〈住まいづくり応援事業の受付は3月までです〉

住まいづくりを応援する各制度の受付は、平成31年3月までとなっています。現在、新築や中古住宅購入をお考えの方は、早めのご相談をお願いします。なお、平成31年4月1日からは制度が変わる場合がございますのでご了承ください。

〈新築・住宅購入助成金〉

建築・購入費用の10%、または200万円のうち比較して安い方+加算①～③各25万円

〈加算条件〉①同居で扶養する中学生以下の子ども的人数 ②世帯主が45歳未満の世帯 ③町内業者が施工 (新築のみ)

〈空き家改修事業助成金〉

空き家等の改修費用の1/2 + 家財撤去、ハウスクリーニング等費用の全額
(上限額：130万円) (上限額：20万円)

【問】 まちづくり推進課 ☎72-0634

出張年金相談

年金事務所から年金のプロである社会労務士をお迎えして年金出張相談を行います。

年金の請求に関する手続き、年金加入(納付)記録の確認、年金保険料や年金受給額の試算など年金に関することなら何でもかまいません。お気軽にご利用ください。

■日時 平成31年3月7日(木) 10:00~15:30

■場所 川本町役場2階・大会議室 ※受付は町民生活課窓口

■持ち物 「年金手帳」や「年金に関する通知書」などをご準備ください

※相談は無料で受けることができます。年金の保険料や受給額など詳しく相談されたい方は、事前予約が必要です。

【問】 町民生活課 ☎72-0632

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ 農地法第3条の下限面積を引き下げました！

川本町農業委員会は、平成30年11月26日より空き家に付属した農地を空き家とともに取得する場合であって、次の条件（※1）を満たす場合、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1アール（100㎡）まで引き下げます。

売買や賃借が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げること、遊休農地の解消にも寄与し、農村環境の保全を図ることや、市外からの新規就農やUイーターン者などの移住など定住促進を図ることを目的とします。

※1 主な要件は

- ・適用を受ける農地の全て又は一部が「遊休農地」であること。
- ・適用を受ける農地に付属した空き家は、「空き家バンク」に登録されていること。

【手続きフロー】

1. 「空き家バンク」登録申請を行う。（まちづくり推進課）
2. 「付随する農地がある場合」
「空き家付き農地指定申請書」（様式第1号）を農業委員会に提出する。

※2 農地法第3条による許可を受けするためには、農地の権利取得される方が、次の全てを満たす必要があります。

- ① 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。（この要件が1アールまで下げられます。）
- ② 所有している農地又は借りている農地の全てを効率的に耕作すること。
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に従事すること。
- ④ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

3. 農業委員会は、空き家付き農地の現地確認を行う。（農業委員）

4. 適用するか否かの判断後、所有者へ判断結果を通知する。

5. 「農地法第3条許可申請書」※2を農業委員会に提出（農地所有者＋農地希望者）

6. 翌月の農業委員会において、審議結果後、許可書を発行する。

【問】川本町農業委員会
☎ 72-10636

川本ごみ分別アプリサービスを開始します

「ごみを出し忘れた！」「ごみの捨て方が分からない！」そんな経験はありませんか？

そんな悩みを解決するために、川本町ではスマホアプリ「川本ごみ分別アプリ」サービスを開始します。

＜便利な機能その1＞ 一目で分かる収集日程！



ホーム画面では一週間のごみの収集日程や、当日、翌日に収集があるものが表示されています。

また、一週間のごみの収集日程をスライドさせれば、その月の収集日程、当日、翌日の収集予定を押せば、主なごみの捨て方が表示されます。

＜便利な機能その2＞ ごみの捨て方が検索できる！



ホーム画面右上の虫眼鏡や、メニュー画面で「ごみ分別辞典」を選べば、ごみの名前を検索が出来ます。また、50音でごみの捨て方を見ることも出来ます。

＜便利な機能その3＞ ごみの日程を通知機能で知らせてくれる！



ごみの出し忘れを防ぐために、当日と前日に設定した時間に通知機能でお知らせしてくれます。

● 使い方の詳細は川本町ホームページにて掲載しています。

川本ごみ分別アプリは上のアイコンの「はちぶん」が目印です。

【問】町民生活課
☎ 72-10632

便利な「川本ごみ分別アプリ」は下記QRコードからダウンロード
または、「App Store」、「Google play」で「川本ごみ分別アプリ」で検索してください。



iOS端末をお使いの方は
はこちら



Android端末をお使いの方は
はこちら



「親学プログラム」とは
島根県の社会教育研修センターが開発した、主に乳幼児から中学生を持つ親（保護者）を対象にした学習プログラムで、平成24年から普及に努めています。親同士が語り合いながら学習することで、親としての役割や子どもとの関わり方に気づくとともに、親同士の関係づくりや地域全体で家庭教育を支援するネットワークづくりにも役立っています。



グループで役割演技をする参加者の皆さん

今月の1枚

「心に響く伝え方とは」
川本小学校PTA研修会

この「ぬくもり写真館」は、町内の人権に関わる温かい取り組みなどを、写真を通じてお伝えするコーナーです。

文部科学省発行「家庭教育手帳」には、次のような記述があります。「子育てのイライラやストレスが、子どもへの愛情を忘れさせる、叱るという行動にすり替わることがある。上手な叱り方のヒントは、叱られる側の子どもの立場になって考えること。子どもの心や身体を傷つけるような叱り方は、教育的な効果がないばかりでなく、児童虐待につながる可能性もある。」
感情的に言葉を発する前に、どのように伝えたら子どもの心に響くのか、少し立ち止まって考えてみませんか。

（派遣社会教育主事 佐々木 努）

◆聞く子どもの気持ちになつて読んでみてください。
《親のセリフ》
A「こんな時間まで何やってたの！連絡もしないで。6時に帰るって約束したでしょーう！」
B「心配したわよ。6時って約束したんだから遅くなる時は連絡してね。」
AとB、それぞれどんな気持ちになりましたか？

先日、川本小学校の保護者を対象に、親学プログラムを活用した研修会を行いました。テーマは、「心に響く伝え方」。友達の家に遊びに行った子どもが約束の時間を過ぎて帰ってきたという状況で、親が子どもに次のような言葉をかけると、それを聞いた子どもがどのような気持ちになるのか、参加者同士で役割演技をしながら考えました。



川本町に来てからの1年間はあっという間でしたが、とても多くの経験ができました。この1年間分らないことだらけで苦労したこともありましたが、温かく見守ってくださった町民の皆様のおかげで、無事に過ごすことができました。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。



坂町から派遣
まつだ しょうた
松田 祥汰
（産業振興課商工観光係）

4月から、人事交流として坂町から派遣されました、松田です。先月は広島市で「島根ふるさとフェア2019」が開催されました。広島の方たちに川本町の魅力を発信するいい機会だったと思います。ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

平成31年

3月31日(日)
10時～16時

旧三江線・石見川本駅

レールフェスティバル開催!!

最後の運行からちょうど1年。石見川本駅で三江線を懐かしみ、楽しんでください。

内容 ※変更となる場合もあります

- レールバイク体験（2台） ●緑日コーナー ●ミニトレイン乗車
- など楽しい催しものを多数用意して、皆様のご来場をお待ちしています。
※レールバイク体験は、予約受付中です。

【問】観光協会 ☎74-2345

トレーニング④

「レッグ
エクステンション」

大腿四頭筋（太ももの前側の筋肉）を鍛える運動

このトレーニングでは大腿四頭筋が鍛えられます。

膝関節を伸ばすときに働く大腿四頭筋は、人体で最も体積が大きい筋群であり、強い筋力を発揮します。また、立ち上がる・歩く・走るなどの動作に大きな役割を果たします。

このトレーニングで大腿四頭筋を鍛えて、力強い足腰を作り、転倒予防をしましょう。

※次回以降は、ダンベルを使った、家でもできる簡単トレーニングを紹介していきます！

また、今後は、毎月連載となる予定です。ので、皆さんこれまで以上に『田井トレ』をお楽しみください。

ケガ予防のための注意点

①胸を張って背筋を伸ばす



②膝とつま先の向きをそろえる



その他、トレーニング効率を高めるためのマル秘ポイントがあります！

ぜひ、おとぎ館トレーニングルームにお越しください。無料講習会、パーソナルトレーニング（有料）など各種受け付けています。 地域おこし協力隊（健康運動実践指導者） 田井 誠 ☎72-3080

イズモコバイモ祭り2019



〈開催期間〉

平成31年3月1日(金)～31日(日)

※開催期間中の土・日・祝日は、現地保護活動メンバーがご案内します。

※開催期間中は地元特産品等の販売もしています。

3月17日(日) 開催

四季を楽しむ かわもとウォーキング春

集合場所 すこやかセンターかわもと

受付 8:45～9:15

スタート 9:30

コース 片道3km・6km

ゴール 谷戸集会所

(イズモコバイモ群生地付近)

昼食には、地元加工グループ「谷戸きらめき会」の花寿司・うどん等を販売しています。

3月21日(木・祝)・24日(日)

イズモコバイモ学習会&観察会

時間 11:00～11:30 (学習会)

11:30～ (現地案内)

場所 イズモコバイモ群生地

※雨天時は谷戸集会所

講師 島根県立三瓶自然館サヒメル学芸員

昼食・お土産等の販売もしています。

【問】 観光協会 ☎74-2345

ぶっくん だより

2019年
2月号

No.261



かわもと図書館

電話 0855-72-0025 Fax 0855-72-1061
開館時間：9時～18時 土日9時～17時
休館日：火曜日・祝日・月末整理日・年末年始

3月の展示テーマ

《一般書》

文学賞受賞作品

さまざまな賞を受賞した本の展示です。



東日本大震災8年 ～震災から考える備え～

日頃から備えておきたい防災の知識や緊急時に役立つマニュアル等の資料を展示します。

《児童書》

ほいくえん・がっこう
たのしみだな！

わくわくどきどき、絵本で
ちょっとのぞいてみよう！



新刊案内 おすすめの一冊

一般書

姫君の賦

玉岡かおる 著
PHP研究所

ピーク

堂場瞬一 著
朝日新聞出版

「長生きみそ汁」
医者が考案した

小林弘幸 著
アスコム

児童書

昭和のお店屋さん

藤川智子 作
ほるぷ出版

わたしのおじさんのロバ

トビー・リドル 作
村上春樹 訳
あすなろ書房

オポッサムはないてません

フランク・タシュリン 文・絵
小宮由 訳
大日本図書

その他多数あります。

掲示板

あそびのひろば&えほんのじかん

3月15日(金) 10:00~11:30
読みがたり

3月22日(金) 10:00~11:30
読みがたり 移動図書館

おでかけ図書館デー

3月12日(火) 西公民館

3月13日(水) 北公民館

健康福祉課の健康相談にあわせて行います。

第20回

図書館の本を使った作品展

2/4(月)から2/17(日)まで館内で作品展を開催しました。

今年は図書館利用者13人の方から手芸小物や紙芝居、切り絵ブックなどの力作59点が出品されました。

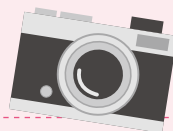


出品された手作り作品の一部

2/
3日

平成30年度第2回ぶっくんdeリフレ講座

「作って撮ってバレンタインフォトレッスン」



川本中央公民館とかわもと図書館共催のぶっくんdeリフレ講座をすこやかセンターかわもとで開催しました。

参加者11名は講師から説明を受けた後、デコレーションしたクッキーを被写体に、光と影を意識しながら思い思いの構図で写真を撮りました。

参加者からは「日常ないことで楽しかった」「すぐにでも活用したい」といった感想が寄せられました。

特別な照明や器具を使わなくても少しの工夫で魅力的な写真が撮れることを学びました。



手作りレフ板を使ったライティングテクニックを教わりながら撮影する参加者

悠邑ふるさと会館催し物案内

3月

大ホール

悠邑ふるさと会館「かわもと」春の音楽祭！

特別ゲスト『ケンバニスト 塚谷水無子』

例年11月に開催していたピアノリレーコンサートと、ゲストによるピアノリサイタルを同時開催する「かわもと春の音楽祭」。悠邑ふるさと会館で1日中音楽を楽しめるイベントです。※ピアノリレーへの参加申込や、コンサートの詳細は別途配布するチラシをご覧ください。

21日
(祝/木)

■第1部 スタインウェイ ピアノリレーコンサート

10:00開場 10:30開始 参加料/1名もしくは1団体:500円 入場料/無料

■第2部 塚谷水無子による親子で楽しむピアノコンサート

13:00開場 13:30開演 入場料/無料 (未就学児のお子様も入場頂けます)

■第3部 ケンバニスト「塚谷水無子」ピアノリサイタル

～J.Sバッハをピアノで聴こう～

J.Sバッハ作曲/ゴールドベルク変奏曲 他

14:00開場 14:30開演 入場料/一律500円 (未就学児入場不可)

※まげなフリーパス提示で無料

☆エントランスのバーカウンターにてカフェコーナーをご用意します。

暖かい飲み物や、軽食もご用意しますので是非ご利用ください。



24日
(日)

島根中央高等学校吹奏楽部 チャリティーコンサート

島中ブラスがお届けするコンサート。クラシックステージの他に、地域の吹奏楽愛好家の皆さんとの共演や、部員による音楽劇など今回も盛りだくさんで皆様に楽しんで頂きます！

時間/13:30開場 14:00開演

料金/無料 (チャリティー募金にご協力ください)

情報 交差点

募集

国税専門官募集

国税庁では、国税専門官を募集しています。

○受験資格…

①平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの者

②平成10年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1) 大学を卒業した者及び平成32年(2020年)3月までに大学を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

○試験の程度…大学卒業程度

○採用案内情報…

国税庁ホームページに掲載

<https://www.nta.go.jp>

【受験案内・パンフレット請求・問い合わせ先】

広島国税局人事第二課試験研修係

(〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30)

☎082-221-9211

又は最寄りの税務署総務課



お知らせ

川本町鳥獣被害対策講演会

『やれば激減 鳥獣被害』～鳥獣の生態と地域ぐるみの対策～

○日時:平成31年3月9日(土)

13:30～15:30終了予定 (開場13:00)

○場所:悠邑ふるさと会館・大会議室 (川本町川本332-15)

○講師:梶誠吾、坂倉健太(東部・西部農林振興センター鳥獣専門指導員)

○内容…

・有害鳥獣の生態と効果的な柵の設置や追い払い方法など(坂倉)

・管内の獣害が止まった集落事例について(梶)

○定員:50人程度(入場無料)

圃産業振興課 ☎72-0636

◇交通事故・違反発生状況

(平成31年1月末)

広げよう 事故ゼロかわもとの 思いやり				
飲酒	物損	死傷者	人身	
0 (0)	10 (16)	0 (0)	0 (0)	川本町
0 (0)	10 (16)	0 (0)	0 (0)	累計
0 (1)	27 (84)	2 (0)	1 (0)	郡内
				累計

※()内は前年同月数

ま ち の 話 題

1/30 (水) 暮らしに大事な税金を知って



身近な税金について考える児童たち

川本小学校6年生が自分たちの暮らしに身近な税金について学ぶ「租税教室」が行われました。

授業は川本町役場税務係の職員が教壇に立ち、普段の生活に関わる税金についてクイズ形式で出題すると、児童たちは考えながら解答しました。

また、自分たちの生活から税金がなくなってしまうとどうなるかをテーマにしたDVDを観賞し、税金の大切さも学びました。

その他にも、日本のみならず外国に実在する珍しい税金についても学び、驚きの声を上げる場面もありました。

2/10 (日) これこそまさに手前ミソ



手づくりの味噌づくりを体験

気温が低くゆっくり発酵が進むことで美味しくなると、味噌を仕込むのに最適と言われるこの時期、農事組合法人なかごく楽農一家さん主催の『味噌づくり体験』が行われ、町内外から30人以上の方が参加されました。

米麴をほぐしたり、大豆と混ぜてミンチ状にするなど、参加した子どもから大人まで一からの味噌づくりを楽しみました。体験後は、地元産の米や野菜を使用した昼食を味わいました。

参加した方は、仕込んだ味噌が食べごろを迎える秋が待ち遠しい様子で家路につきました。

1/27 (日) アキラさん'sアカデミー with Osaka Shion Wind Orchestra開催



迫力ある演奏で観客を魅了

悠邑ふるさと会館・大ホールで『アキラさん'sアカデミー with Osaka Shion Wind Orchestra (通称：シオン)』が開催されました。

指揮者にシオンの音楽監督でもある舞台音楽家の宮川彬良さんを迎え、プロの吹奏楽団の迫力ある演奏はもちろん、美しい音色のピアノや軽快なトークで会場を訪れた観客を楽しませてくれました。

なお、このコンサートは“宝くじ文化公演”として開催され、多くの方に足を運んでいただきました。

2/3 (日) 最後の節分祭



今年で最後となった節分祭

2月3日の節分にあわせて『木屋原神社節分祭』が開催されました。

毎年、木屋原集落の住民さんにより、そばや焼きまんじゅうを用意して参拝客を迎えていらっしゃいましたが、人口減少と高齢化により継続が困難と考えられ今年で最後となりました。最後となったこの日は、あいにくの雨にも関わらず多くの方が訪れ賑わいをみせました。

この祭りは、神社が造られた時から始まったとされており、90年以上も続いていました。

くらしの情報カレンダー 3月

日	月	火	水	木	金	土			
<p>(2月の納税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆固定資産税 ◆国民健康保険税 ◆後期高齢者医療保険料 <p>(3月の納税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険税 ◆後期高齢者医療保険料 <p>※必ず納期限までに納めましょう。</p>		<p>26 休館日 休館日</p>	<p>27</p> <ul style="list-style-type: none"> 公北公サロン (学び) サあそびのひろば 10:00~11:30 サキッズ☆アトリエ (4~6年) 16:00~17:00 	<p>28 休館日</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 学島根中央高校 卒業式 サわくわくデー 10:00~13:00 [申告相談] 9:00~12:00 親和自治会館 14:00~16:00 古屋口会館 	<p>2</p>			
<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> 前眼科医院 加藤病院 	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> サキッズ☆キッチン (5・6年) 16:00~17:00 [申告相談] 9:00~16:00 三原多目的集会所 	<p>5 休館日 休館日</p> <p>川本町あいさつの日 [申告相談] 9:00~16:00 田窪自治会館</p>	<p>6 公北公サロン (コーヒーの日)</p> <ul style="list-style-type: none"> サベビーマッサージ&リフレッシュ教室 10:00~11:30 ゆうゆうカフェ(ふくろうの森) 14:00~15:00 [申告相談] 9:00~16:00 北公民館 サカン・ピン・新聞・雑誌・段ボール・不燃ごみ (A地域) 	<p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> 断酒会 19:00~21:00 [申告相談] 9:00~15:00 本町会館 サカン・ピン・新聞・雑誌・段ボール・不燃ごみ(B地域) 	<p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> 芋畑集会所 9:00~10:00 田窪自治会館 11:00~12:00 サあそびのひろば 10:00~11:30 [申告相談] 9:00~15:00 本町会館 18:00~20:00 川本町役場 サカン・ピン・新聞・雑誌・段ボール・不燃ごみ (C地域) 	<p>9</p>			
<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> 学川本中学校 卒業式 [申告相談] 8:30~12:00 川本町役場 邑智病院 加藤病院 	<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> サキッズ☆キッチン (3・4年) 16:00~17:00 [申告相談] 9:00~16:00 久座仁老人福祉センター 	<p>12 休館日 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康相談&おでかけ図書館 (西公民館) 13:10~13:40 筋トレ (西公民館) 13:30~14:30 [申告相談] 9:00~16:00 川本町役場 	<p>13 公北公サロン (健康)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康相談&おでかけ図書館 9:30~10:00 (北公民館) あそびのひろば&乳幼児相談 10:00~11:30 健康相談 11:00~11:30 [申告相談] 9:00~16:00 川本町役場 	<p>14</p> <ul style="list-style-type: none"> [申告相談] 9:00~16:00 川本町役場 	<p>15</p> <ul style="list-style-type: none"> 学川本小学校 卒業式 サあそびのひろば &えほんのじかん 10:00~11:30 [申告相談] 9:00~12:00 川本町役場 	<p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> おおかさんと いっしょ宅配便 「ガラピコぷ〜小劇場」 			
<p>17</p> <p>しまね家庭の日 春夏秋冬を楽しむかわもとウォーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> 西公民館学習発表会 10:00 三上医院 加藤病院 	<p>18</p>	<p>19 休館日 休館日</p> <p>食育の日</p>	<p>20</p> <ul style="list-style-type: none"> 学島根中央高校 終業式 公北公サロン (スープの日) 	<p>21 休館日</p> <p>春分の日 イズモコバイモ学習会&観察会</p> <ul style="list-style-type: none"> 悠「かわもと」春の音楽祭 サ休日直接搬入 (一般家庭ごみに限る) 邑智病院 大隅医院 	<p>22</p> <ul style="list-style-type: none"> 学川本小学校・中学校修了式 サあそびのひろば &えほんのじかん 10:00~11:30 	<p>23</p> <ul style="list-style-type: none"> 川本・因原・川本北保育所卒園式 			
<p>24</p> <ul style="list-style-type: none"> イズモコバイモ学習会&観察会 公北公サロン (映画上映) 邑智病院 波多野診療所 	<p>25</p>	<p>26 休館日 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> 筋トレ(西公民館) 13:30~14:30 	<p>27</p> <ul style="list-style-type: none"> サあそびのひろば 10:00~11:30 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>献血に御協力をお願いします 3月5日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅インフォメーションセンター かわもと 9:30~11:00 ・島根県川本合同庁舎 12:45~16:30 </div>			<p>28</p>	<p>29</p>	<p>30</p>
<p>31</p> <p>レールフェスティバル (石見川本駅) 10:00~16:00</p> <ul style="list-style-type: none"> 上田医院 加藤病院 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●…内容や場所を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健：健康相談・検診 公：公民館 悠：悠邑ふるさと会館 図：図書館 サ：すこやかセンター(社会福祉協議会) 子：子育てサポートセンター 学：学校 保：保育所 ド：ドクターカー巡回 診：休日診療情報(10:00~16:00) </div>								

●…内容や場所を示しています。

- 健：健康相談・検診
- 公：公民館
- 悠：悠邑ふるさと会館
- 図：図書館
- サ：すこやかセンター(社会福祉協議会)
- 子：子育てサポートセンター
- 学：学校
- 保：保育所
- ド：ドクターカー巡回
- 診：休日診療情報(10:00~16:00)

●：ゴミ収集

A地域(木路原・日の出・上新町・中新町・下新町・元町・本町・天神町・谷・市井原・長原・矢谷・芋畑・双葉・中倉・日向)

B地域(因原・三大字・多田・久座仁・谷戸・三島・笹畑)

C地域(西・八幡・三原・田窪・南佐木・親和・湯谷・三俣)

[燃えるごみの収集日] 毎週火曜日・金曜日(町内全域)

[ペットボトルの収集日] 毎月第1・3水曜日(町内全域)

[容器包装プラスチックの収集日] 毎週木曜日(町内全域)

[容器包装 紙の収集日] 毎月第2・4水曜日(町内全域)



町内3保育所で節分会が行われ、子どもたちが元気よく「鬼は外」のかけ声とともに豆をまきました。また、北保育所の子どもたちは、手づくりの鬼のお面や追い出したい“自分の中にいる鬼”を発表しました。

2/1
自分の中の「鬼」を追い出せ!

3月は「自死対策強化月間」です

「いつもと違う…」と感じたら
声をかける じっくり耳を傾ける
支援先につなげる 温かく見守る
あなたの支援を必要としている人がいます

こころと体の健康は密接に絡み合っています。こころが健康でなければ、体の健康も維持できません。ひとりで抱え込まず、身近な人に相談することが大切です。

相談窓口

健康福祉課 ☎72-0633 県央保健所 ☎0854-84-9823
島根いのちの電話 ☎0852-26-7575 (年中無休・9時～22時)

声でも文字でも。
少しずつでも。
あなたの今の気持ちを
聴かせてください。

3月は、自殺対策強化月間です。

0570-064-556

0120-279-338

03-3868-3811

0120-279-226

050-3655-0279

川本町の人口

平成31年1月31日現在
※()は前月との増減

合計 3,307人
(前年同期: 3,357人)

男 1,552人 (-2人)
女 1,755人 (-8人)

うち65歳以上 1,494人
うち15歳未満 319人
世帯数 1,667戸

(前月比 -10人)

増減	転入 7人	出生 1人	その他 0人
	転出 12人	死亡 6人	その他 0人

※ 住民基本台帳を基にした、平成31年1月中の異動状況

平成31年春の全国火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)

～忘れてない? 財布にスマホに火の確認～

寒い日が続き、空気も乾燥しています。ご家庭ではもちろん、屋外や車の運転中など、あらゆる場面での火の取り扱いには十分気を付けてください。また、普段から防火・消火に対する意識を心がけ、火事をおこさないようにしましょう。

※3月1日(金)に、消防団その他関係機関による市中パレードを行います

【問】総務財政課 ☎72-0631



「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」と言われますが、本当に時の流れを早く感じますね。この冬は雪が少なく、雪かきもほとんどすることがありませんでしたが寒い日は続いています。暖かな春が待ち遠しい今日この頃です。